

枚方市環境影響評価審査会傍聴取扱要領

平成19年6月12日
枚方市環境影響評価審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、枚方市環境影響評価審査会（部会を含む。以下「審査会」という）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の公開等)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長（以下、部会については部会長とする。）は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 審査会において、枚方市情報公開条例第6条の規定に該当する情報に関する審議を行う場合
- (2) 前号に定める場合のほか、審査会を公開することにより公平・円滑な審議が著しく阻害され、当該審査会の目的が達成できないと認められる場合

(開催の周知)

第3条

- (1) 会議の開催の周知は、原則として、市役所別館1階の「審議会等の開催案内板」とする。また、市ホームページ及び「広報ひらかた」にも掲載するよう努めるものとする。
- (2) 周知する内容は、会議の名称、審議予定案件、開催日時及び場所、傍聴の手続、傍聴者定数、担当課とする。

(傍聴の手続)

第4条

- (1) 傍聴者数は、10名を限度とする。
- (2) 会長は、必要と認められる場合、傍聴者の数を制限することができる。
- (3) 傍聴を希望する者は、開会予定時刻の30分前から開会予定時刻の5分前までの間に、開催場所の傍聴受付において申し出なければならない。
- (4) 傍聴を申し出た者は、傍聴申込書に必要事項を記入し、受付に提出しなければならない。
- (5) 受付終了後、傍聴の申出者が定数を超える場合は、審査会の開会前に傍聴の申出順に抽選により決定する。
- (6) 傍聴者に、別紙の傍聴にあたってを配布するものとする。

(傍聴者の入場及び退場)

第5条

- (1) 傍聴者は、会長の許可を受けた後に入場するものとする。
- (2) 傍聴者は、休会又は閉会の宣言があったとき若しくは会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 貼り紙、ビラ、掲示板、旗、のぼりなどを携帯している者
- (2) 笛や太鼓など音の出るものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他議事を妨害したり、人に迷惑をかけると判断される者

(禁止行為)

第7条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (2) 議事の批判、賛否の表明等を行うこと
- (3) 飲食、喫煙等を行うこと
- (4) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これに類するものを持ちこみ、使用すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事の妨害となるような行為を行うこと

(会場秩序の維持)

第8条 傍聴者が前条に違反した場合、会長（部会については部会長）は退場を命じることができる。

(配布資料)

第9条 会長は、原則として審査会の会議に使用する準備書及びその他会長が必要と認める資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。

傍 聴 に あ た っ て

枚方市環境影響評価審査会

傍聴にあたっては、次の事項を守っていただきますようお願いします。
これらの事項を守っていただけない場合は、これを注意し、改められないときは退場していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 1 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手などはしないでください
- 2 飲食又は喫煙をしないでください
- 3 携帯電話などは、受信音などを出さないでください
- 4 許可なく録音、写真撮影等を行わないでください
- 5 上記以外のことでも議事の妨害となるようなことをしないでください

なお、会議資料につきましては、閲覧用となっているため、退席される際又は会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願いします。